

任意継続組合員申出書

組合員番号 ※右づめで記入								枝番 00	フリガナ 氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生年月日	年号(漢字)	年	月	日	退職時の所属所名							
退職年月日	年号(漢字)	年	月	日	退職時の標準報酬月額 令和				退職日までの組合員期間 (一年と一日以上※)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

※以前の任意継続期間は除く

※ 掛金の払込方法にチェックが付いていない場合は、月額払いとなります。

掛金の 払込方法	<input type="checkbox"/> 年払い			<input type="checkbox"/> 半期払い			<input type="checkbox"/> 月額払い					
	※ 自宅あてに振込書を送付しますので金融機関で払い込みください。口座引き落としはできません。											
退職時の 住所	〒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	※住所は都道府県名から記入してください。
電話番号	—					*必ず日中に連絡の付く連絡先を記入ください。 空欄の場合は退職時の所属所にご連絡します。						

※掛金の納付書及び納付後の「資格情報のお知らせ」等は上記の住所宛てに送付しますので、不都合がある場合は郵便の転送手続き等を行ってください。

また、退職後に住所を変更する場合は転居後に住所変更手続きを行ってください。

資格確認書の交付
 必要

資格確認書の交付が必要な場合は、必ずこの欄にチェックしてください。

地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。									
公立学校共済組合北海道支部長様									
令和	年	月	日	組合員氏名			<input type="checkbox"/> 押印必須 印		
組合員が上記退職年月日後、任意継続組合員となることを申し出るにあたり、上記の記載事項は事実と相違ないことを認めます。なお、年度末事前申し出等に伴い、退職日前に当証明を行った場合、その事実に変更があった際は、記載の退職日迄に報告します。退職日を経過した際は、この証明は同日付けの証明とみなして差支えありません。									
令和 年 月 日				所属所コード					
				□□□□□					
所属所 長の職氏名				所 属 所 名					
				長の職氏名					
電話番号 () -				<input type="checkbox"/> 職印					
支部受付印									

【資格確認書の発行要否】

資格確認書の発行は以下に該当する場合に限ります

- ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカード返納者
- ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
- ・利用登録を解除予定の者も可能ですが、その他の場合はご相談ください

【留意事項】

- ・年度末退職者以外は事前受付の対象ではありません。退職日以降、退職日から起算して20日以内にこの申出書を提出してください。年度末退職者以外の方について、誤って退職日前にこの申出書を提出された場合は、退職日以降に改めて提出いただきます。
- ・年度末退職者について事前受付ができるのは、当支部から当年度末の事前受付に係る通知を発出した後(例年2~3月頃)となります。